

## 相模原市台風15号・19号被害住宅相談会(神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会)

【第1回 被害住宅相談会会場：相模原市藤野総合事務所 2019年10月26日(土)

神奈川県建築士会防災委員会 才上政則】

2019年の台風15号、19号、その後の集中豪雨による浸水被害や土砂崩壊による被害が報告されている。想定外の降水量であった？ハザードマップには河川の氾濫(越水、堤の崩壊)による浸水想定範囲として記されているところもあるが、これ程広範囲に渡り、浸水、斜面崩壊による被害を想定できていなかったのだろうか。今後も気候変動の大きさによる集中豪雨は大いにありうることである。

相模原市からの要請で10月26日第1回被災地住宅相談に神奈川県災害対策士業連絡協議会の一員として出席した。(社労士、建築士、司法書士、不動産鑑定士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、技術士、家屋調査士、会計士、税理士から構成される無料相談会)

急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)の急斜面地危険地域指定されている地域家屋が全壊した相談を受けた。

築後約140年の3階建と別棟2階建ての家屋が全壊被害を受けた。斜面崩壊処理後、同じ場所には斜面から5m以上離れないと建築できない。それ以上に精神的にここへは怖くて建てることはできない。土砂の公費撤去は上物を除去すれば行えるとの説明があった。風水害の保険に加入していたがその金額で撤去はできたとしても、再建もできない。このまま置くと、今後の雨や地震による隣地の家屋に被害を及ぼす可能性がある。まだ上物公費解体撤去の公告はない。

「隣家に被害を及ぼす可能性があるのであれば早急に対応しなければならない。

放置して被害を出すと隣家より損害賠償請求を受ける。

除去について、上屋は既に全壊したものであり建物ではないともいえるか。

土砂と同様に公費除去として対応してもらえる可能性がある。隣家への被害を及ぼさない様な応急処置を優先し、今後の対応を検討してください。」

相談終了後に被災者から次の様な体験談を伺った。

【土砂崩壊の際、所有者は変なおいがするので、家屋の背面の山の様子を観に行った。

こぶし大の石がコロコロと落ちてきた。不思議に思っていた。

コロコロの音が徐々に大きくなってきたので、身の危険を感じ家の中に駆け込んで声をかけたその時、騒音と共に裏山の土砂が崩れてきた。

倒れた自分のすぐ横に柱が倒れてきた。まさに間一髪であった。

居住者3名には大きなけがもなく避難できた。家屋の柱は床柱1本以外全て折れていた。

71歳の所有者は避難の様子を再現してみたという。家の裏から7秒かかったところで崩落があったという。2棟とも全壊したが命は助かった。】

急斜面の崩壊の危険性を常日頃から意識していたので助かったと思われた。

想定外の浸水、想定外の降雨量だからその被害は国がやってくれなければならない。そんなことを言っている場合ではない。命を守るのはまず自分の行動であり、すぐそばの隣人である。行政の対応は予算内の対応しかできない。長期防災計画も当然予算内の計画である。

全て行政に頼るのではなく、自分の命は自分で守る。そして一人でできないことは地域に住まわれる人の力で命をつなく、まさに自助、共助が重要である。住まい手の地域防災の意識改革が必要だと痛感させられた。

【第2回 被害住宅相談会会場：相模原市津久井保健センター 2019年12月1日（日）

神奈川県建築士会防災委員会 才上政則】

土業連絡協議会からの要請を受け参加 防災委員会より東委員長と共に参加した。

当日の相談者は12組であった。

私に対応した物件は急傾斜の斜面上に建築された住宅の角部が宅盤崩壊し浴室部の一部が宙に浮いている物件であった。高低差やく30mの斜面崩壊である。

4世代約200年宅地として使われてきた土地であるが崩壊した。40度以上の勾配があり、斜面の約半分近くをシート養生した。宅地には大きな亀裂が走っているので心配だ。（写真を提示）危険を感じ仮設には入らず家内と犬を連れて貸家に移っている。

この宅地には3世帯の住戸があるが今まで崩壊はなかった。

り災状況は準半壊（一部損壊と思われる）で火災保険（風水害にも加入している）。建築した業者に見積を依頼したが修復のみつもりが取れない。外構の手すりや埋め戻し工事は出るが修復はできない。危険なので数年様子を観て考えようと思っている。

30m下が細水路であり県の管理になっている。県に相談したところ重要度の高い所から対応しているので現時点では全くわからない。

恒久対策には地盤の調査が必要であり、亀裂が入っているところは崩落の可能性が高いので立ち入らない様にして下さい。修復することができるか否かを含め建築して頂いた業者に修復の取りまとめを相談してください。良情報があれば提供しますのでとのことで連絡先を頂いた。公的な補助がなければ自費での対策工事を行う力がない。

相談会の後、公益社団法人日本技術士会 東京都市大学の小原先生と意見交換を行った。

【斜面の下の良質な地盤の深さについて簡易貫入載荷試験を行うことが好ましい。山の斜面では表土はあまり厚くはない。5,6mまで調べられるので、簡易貫入試験を所定のピッチで行い、宅盤からボーリングで確認するのが良い】

【地盤に亀裂が入っているのであれば必ず崩落する。危険である。しかし、せっかく建物が残っているので修復ができればよいのだが...】

斜面崩壊災害の修復として深礎杭補強やアンダーピングの実例もあるが全て公費でできる状況ではない。土砂災害特別警戒区域にも指定されていないと思われる。宅地に3世帯、斜面下部には住戸もない。1時間以上の相談であったが、解決できる方法を提案することはできなかった。しかし、相談することで、相談者は自分が考えていた通り今直ぐ解決ができるものではないので、時間をかけて様子を観ますと少し明るい顔で席を立った。

今回の相談は行政書士の加藤先生と共に対応させていただきましたが、少しは被害者に寄り添った相談になったのではないかと思います。

その反面建築基準関連規定から少し離れている罹災証明や急傾斜地の崩壊に関する法律、土砂災害防止法等の知識不足があり初回の相談会はまごついたものになり反省しております。

【相模原市台風被害住宅相談会に出席した際のキーワード】

【確認をする必要があった事柄】

1. 「罹災証明書・罹災届出証明書」と 「り災証明書・り災届出証明書」

市役所の発行と消防署の発行による。

管轄により住居によるものを罹災証明書、工作物や小屋、田畑によるもの（住居以外）を罹災届証明書として分けている（相模原市）、罹災証明書を提出していることを証明しているものを罹災届出証明書として即日発行してくれるもの（横須賀市）の様に取り扱う行政により異なっている。事前に要確認。

2. 急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による**急傾斜地崩壊危険区域の指定**（都道府県知事）

急傾斜地の崩壊が助長・誘発される恐れがない様に行為の制限や対策工事を実施する区域でいわば原因地对策を講ずるための区域

2) **土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**

土砂災害防止法平成 12 年 5 月 8 日に公布、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

崩壊等が発生した場合に住民の生命・身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で警戒避難体制の整備などを実施する、いわば被害地对策を講ずるための区域である。土砂災害警戒区域では私権の制限はないが土砂災害特別警戒区域では次のことがおこなわれる。

- ① 特定開発行為に対する許可制
- ② 建築物の構造規制
- ③ 宅地建物取引における処置
- ④

3. 建物被害

マニュアルには建物被害の相談はどこへ

- ・お知り合いの工務店（若しくは市町村に設けられている修理の相談窓口）に相談頂くか住宅修繕支援隊本部に相談下さい。そんなものは設けられていない。**相談会の前に行政へ要確認。**



2019 年 12 月 1 日 津久井保健福祉センターにて 防災委員会より東／才上の両名参加